（3）　取引先がコア技術等の全部又は一部を有する場合にあっては、当該コア技術等の全部又は一部を当該取引先が有すること及びその詳細に関して、当該取引先と秘密保持契約を締結すること。また、当該取引先に対しても、（1）及び（2）に相当する内容の措置を講じることを求め、その履行状況を定期的にレビューする等、当該取引先からのコア技術等の流出を防止するために必要な措置を講じること。その際、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）、下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第百二十号）及び下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）の諸規定に十分配慮すること。

（4）　コア技術等の技術移転により公募対象半導体の外部依存・供給途絶に陥る蓋然性が高まることのないようにすること。特に、実施計画を提出した者又はそのグループ会社の行う他者又は他国に対する行為が、次の①又は②に該当する場合にあっては、当該行為を実施する前に、十分な時間的余裕をもって経済産業省に相談をすること。

①　コア技術等の強制的な技術移転のおそれがあること又は次に掲げる他者の属性によりコア技術等の流出のおそれがあることを当該実施計画を提出した者が知った場合

イ　過去五年間において、国際連合の決議その他国際的な基準に違反した実績がある者

ロ　外国政府等による影響を受けて事業を行う者

②　①に規定するおそれがあるとして経済産業省から事前相談をすべき旨の連絡を受けた場合

（備考）　「他者又は他国に対する行為」とは次の（ア）から（オ）までに掲げるいずれかに該当する行為をいう。

（ア）　他者（当該実施計画の提出した者の子会社を含む。以下同じ。）に対するコア技術等に係る知的財産権の移転、特定取組に係る事業の譲渡等又はコア技術等そのものの移転

（イ）　他者に対するコア技術等の提供

（ウ）　他者とのコア技術等に関する共同技術開発の実施

（エ）　他国におけるコア技術等に関する技術開発の実施

（オ）　他国におけるコア技術等を用いた公募対象半導体を生産する拠点の建設又は既存の生産拠点における設備投資の実施

十五　国際情勢や市況の変化等を踏まえ、必要に応じて実施計画を見直すこと。

第五　特定取組を実施するために必要な国・地方公共団体その他の関係者との連携並びにその特定取組の実施による我が国経済社会の発展及び地域経済の活性化への寄与に関する事項特定取組を行う者は、次の一及び二のいずれにも該当するものとする。

一　国又は地方公共団体が実施するデジタル社会の形成に関する施策（半導体に係る人材育成や研究開発及び実証に関する施策等）との連携を十分に行うことができる体制を有し、又は今後有することが見込まれること。

二　特定取組の実施が、国や自治体の施策と相まって、我が国経済社会の発展、地域経済の活性化にも寄与するものとなるよう努めるとともに、その想定される寄与の内容や度合いの試算等を示すこと。また、サプライチェーンの検討・構築に当たっては、国内事業者を可能な限り参画させるように努めること。

第六　公募を開始する日及び公募の期間

公募を開始する日は令和七年九月三日とし、公募の期間は一月とする。

第七　選定事業者を選定するための評価の基準

公募に応じて選定事業者になろうとする者から提出された実施計画が法第六十五条第一項各号に掲げる基準に適合していると認められるときは、その適合していると認められた全ての実施計画について、次の一から十四までの項目について総合的に評価し、当該評価に従い、選定事業者を選定する。

一　公募対象半導体の生産の開始の時期

二　技術開発に係る計画の適切性

三　公募対象半導体の生産に係る事業戦略の適切性

四　獲得を見込む市場の成長性や需給見通し等を踏まえた市場獲得の蓋然性

五　競争優位性

六　顧客獲得の蓋然性

七　生産設備の整備に係る計画の適切性

八　生産設備及び原材料等の安定的な調達に係る取組の適切性

九　技術者等の人材確保に係る取組の適切性

十　法第四十七条第一項第十三号から第十六号までに掲げる業務に係る措置の必要性

十一　民間投資家又は民間金融機関等からの資金調達の蓋然性

十二　財務計画の適切性

十三　中期計画の適切性

十四　その他公募対象半導体に係る特定取組を最も適切に実施することができる者を選定するための評価に必要な事項

第八　その他公募の実施に関する事項

一　この指針に係る公募に応じて選定事業者となろうとする者（以下「実施計画提出事業者」という。）は、様式第一による実施計画を、経済産業大臣に提出しなければならない。

二　前項の実施計画の提出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

1　実施計画提出事業者の定款（これに準ずるものを含む。）の写し及び実施計画提出事業者が登記をしている場合にあっては、当該登記に係る登記事項証明書

2　実施計画提出事業者の直近の事業報告の写し、貸借対照表、損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書（これらの書類を作成していない場合にあっては、これらに準ずるもの）

3　特定取組の実施期間内における実施計画提出事業者の貸借対照表、損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書のシミュレーションモデル

4　実施計画提出事業者が法第四十七条第一項第十三号の規定による出資又は現物出資を受けようとする場合にあっては、発行する株式の内容及び株式価値算出に関する書類

5　その他実施計画提出事業者が実施計画の内容を補足するために必要な書類

三　経済産業大臣は、実施計画提出事業者に対し、一の実施計画及び前項の書類のほか必要と認める書類の提出その他必要な協力を求めることができる。

四　経済産業大臣は、選定事業者を選定したときは、選定された者及び選定されなかった者に対しその旨を通知するものとする。その際、経済産業大臣は、選定事業者に対し、必要があると認めるときは、審査及び評価の過程で指摘された事項等（以下「指摘事項等」という。）を通知することができる。この場合、選定事業者は、指摘事項等を踏まえて、選定に係る実施計画を変更するものとする。